



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

令和6年1月  
配信スタート!

子育て支援アプリ

# こそだてアプリ『MORIKKO(もりっこ)』でできる、あれもこれも

「こそだてアプリ MORIKKO by 母子モ」は、パパ・ママの出産・子育てを応援するスマートフォン向けのアプリケーションです。

市からの子育て支援に関する情報が、必要なときに、どこにいても入手できます。アプリを通してすこやかな子育てをサポートします。ぜひダウンロードしてください。

お子さまの成長を  
カンタンに記録!

家族皆で共有もできます。



地域の育児情報が  
あると安心!

市からの情報が届きます。  
子育て関連施設の  
検索もできます。



予防接種も  
カンタンに管理!

誕生日と接種状況などから  
スケジュールをご提案します。



体重の記録を  
グラフで確認!

お母さんや赤ちゃんの体重が  
自動でグラフ化、確認できます。



オンラインで相談!

子育てに関する悩みを  
オンラインで専門職に  
相談できます。



アプリストアからダウンロードして、カンタン登録!



母子モ(ボシモ)で検索! / 母子モ 検索

or はこちら  
を読み取り



Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Store は Apple Inc. のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。※掲載している画面イメージは、アプリの画面や機能がアップデートすることで実際と異なる場合があります。

Web版はこちら

URL <https://www.mchh.jp>

外国語でもご利用も可能! 英語・中国語・スペイン語などの12言語に対応しています。  
This service supports 12 languages including English, Chinese, Spanish, etc.

※本サービスはGoogle社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。  
Google翻訳サービスをご利用の際は、Googleの利用規約をご確認ください。

1 あなたのプロフィール  
を登録しよう!

お住まいの地域の郵便  
番号を登録してくださ  
い  
地域の育児情報を受け  
取ることができます



2 お子さまの  
情報を登録しよう!

胎児やお子さまの情報  
を登録すると、成長に  
合った情報がお知らせ  
されます



3 アカウント連携or  
メール登録をしよう!

お手持ちのID、  
もしくはメールアドレス  
(※)を選択してください



登録内容に合わせて、情報を配信しています。  
出産予定日を忘れずに登録してください。

(※)「メールアドレスの登録」で返信メールが届かない場合

① 迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている可能性があります。お手数をおかけいたしますが、ドメインを受信できるように設定してください。@mchh.jp  
② GmailやFacebookアカウントなど、その他の登録方法をお試しください。SNSアカウントで登録することで、利用者の許可なく投稿されることは一切ございません。

「あえる」では、妊娠期から市民のみなさんに寄り添った支援を実施しています

伴走型相談支援

母子健康手帳交付  
妊娠届出時面談  
★出産応援給付金

妊娠8カ月頃  
出産準備  
アンケート面談

出産後  
新生児訪問等  
★子育て応援給付金

子育て期  
子育て支援情報の発信  
専門職による相談支援

サービスに関するお問い合わせ

株式会社エムティーアイ コンタクトセンター  
E-mail: [boshi\\_info@cc.mti.co.jp](mailto:boshi_info@cc.mti.co.jp)



その他お問い合わせ

子育て世代包括支援センター (あえる)  
電話: 06-6995-7833  
受付時間: 9:00~17:30  
(日曜、祝日と年末年始を除く)



お金がなくて...  
うっかり...

# 税金を滞納するとどうなる?

問納税課 TEL 06-6992-1851

滞納処分(差押)とは

滞納になっている市税などを確保し、滞納状態を解消するため職権により行われる、強制的な徴収手続きのこと。

国税徴収法や地方税法に規定され、裁判所の判決を経ることを必要としない、自力執行権が認められている。

また、滞納処分に必要な財産調査も職権により行うことができる。



滞納処分の流れ

納期限を過ぎてしまった!

督促状発送

財産  
調査



差押

預貯金・保険契約  
給与等・不動産  
売掛金・自動車



換価  
(取立・公売)

配当・充当

よくある質問・意見

Q. 納付が滞ってしまっていたら、差押されてしまった。悪気はなく、これからきちんと納めていくので解除してもらえないか。

A. 一度差押をすると解除するにも法律の要件を満たす必要があります。すぐに解除するためには原則として一括納付が必要です。

Q. 財産調査されたことで勤務先(取引先)に滞納していることがばれてしまった。責任をとってほしい。

A. 市は法律の規定に基づき必要な範囲で財産調査を行っているため、結果として生じたあらゆる不利益に対して責任は負いかねます。また、財産調査は滞納処分(差押)を前提としたものですので、速やかに滞納を解消してください。

Q. いきなり給与を差押された。市役所にそんな権限があるのか。裁判所を通すべきでは。

A. 滞納処分は自力執行権が認められており、職権により財産の差押等を行うことができますので、裁判所を通す必要はありません。

皆さんの納めた税金は、医療などの社会保障費や、教育・文化の振興、安全で安心できるまちづくりなど日常生活に深く関わりのある施策のために大切に使われています。市では、税負担の公平性の観点からも、市税の滞納に対し厳正に対処します。病気や失業などのやむを得ない事情により納付が困難な場合は、必ず期限を経過する前に相談していただくようお願いします。

